当該災害等による法第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額に第四条第二号に掲げる数を乗じて得た額の十分の八以内の額

三　（略）

**別表第一**（第五条関係）

| 後期高齢者加入割合 | A×X+B×Y+C×Z |
|---|---|
| 補正係数 | D×X+E×Y+F×Z |

備考　この表における算定式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A～F　（略）

X　当該年度における全ての市町村に係る前期高齢者に係る介護給付及び予防給付の額（前年度の九月十一日から当該年度の九月十日までの間の請求に係るものであって当該年度の九月末日現在において審査決定しているものに限る。Y及びZにおいて同じ。）を当該年度における全ての市町村に係る前期高齢者の総数で除して得た額

Y　当該年度における全ての市町村に係る八十五歳未満後期高齢者に係る介護給付及び予防給付の額を当該年度における全ての市町村に係る八十五歳未満後期高齢者の総数で除して得た額

Z　当該年度における全ての市町村に係る八十五歳以上後期高齢者に係る介護給付及び予防給付の額を当該年度における全ての市町村に係る八十五歳以上後期高齢者の総数で除して得た額

（介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部改正）

**第二条**　介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （調整基準標準事業費額）<br>**第三条**　前条の調整基準標準事業費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。<br>一　前年度の九月十一日から当該年度の九月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業（法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額<br>イ～ハ　（略）<br>二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間における次に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額<br>イ～ホ　（略）<br>（介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額）<br>**第七条**　介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。<br>一　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に災害等により減免の措置を採った利用料（法第百十五条の四十五第九項及び第百十五条の四十七第八項の利用料をいう。以下この号において同じ。）の額が、利用料の総額の百分の三に相当する額以上である場合　当該利用料の減免額の十分の八以内の額 | （調整基準標準事業費額）<br>**第三条**　前条の調整基準標準事業費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。<br>一　前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業（法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額<br>イ～ハ　（略）<br>二　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額<br>イ～ホ　（略）<br>（介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額）<br>**第七条**　介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。<br>一　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置を採った利用料（法第百十五条の四十五第九項及び第百十五条の四十七第八項の利用料をいう。以下この号において同じ。）の額が、利用料の総額の百分の三に相当する額以上である場合　当該利用料の減免額の十分の八以内の額 |

当該災害等による法第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額の十分の八以内の額

三　（略）

**別表第一**（第五条関係）

| 後期高齢者加入割合 | A×X+B×Y+C×Z |
|---|---|
| 補正係数 | D×X+E×Y+F×Z |

備考　この表における算定式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A～F　（略）

X　当該年度における全ての市町村に係る前期高齢者の総数に対する当該年度に係る全ての市町村に係る前期高齢者であって要介護者又は要支援者であるものの総数の割合を、前期高齢者に係る要介護状態区分ごとの分布状況等を踏まえて補正して算定した割合

Y　当該年度における全ての市町村に係る八十五歳未満後期高齢者の総数に対する当該年度に係る全ての市町村に係る八十五歳未満後期高齢者であって要介護者又は要支援者であるものの総数の割合を、八十五歳未満後期高齢者に係る要介護状態区分ごとの分布状況等を踏まえて補正して算定した割合

Z　当該年度における全ての市町村に係る八十五歳以上後期高齢者の総数に対する当該年度に係る全ての市町村に係る八十五歳以上後期高齢者であって要介護者又は要支援者であるものの総数の割合を、八十五歳以上後期高齢者に係る要介護状態区分ごとの分布状況等を踏まえて補正して算定した割合